

国土審議会 水資源開発分科会

豊川部会(第4回)・木曽川部会(第4回)合同部会

平成20年3月6日

【西川水資源政策課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから会議を開催させていただきますと思います。

本日は、国土審議会水資源開発分科会の豊川部会と木曽川部会につきまして、両方に所属していただいている委員が多いことから、一括して開催させていただくことといたしました。

会議の進め方といたしましては、まず豊川部会の議事を取り行い、その終了後に木曽川部会の議事を行うという形をお願いできればと考えております。

なお、所属されている部会でない部会の議事でも、そのままお席でご参加いただければと存じます。

開会の前に、配付資料の確認をさせていただきます。配付しております資料リストをごらんいただければと思いますが、本日は、お手元にまず、机の上に座席表、それから表紙に豊川部会及び木曽川部会議事次第と書きました束が1つ、この中に1ページめくっていただきますと資料一覧がございます。

資料1といたしまして、豊川部会委員名簿、木曽川部会委員名簿。それから次に、資料2といたしまして、豊川水系における水資源開発基本計画の変更資料ということで、2-1、2-2、2-3というのが後ろに続きでつづっております。それから資料3といたしまして、木曽川水系における水資源開発基本計画の変更資料ということで、3-1、3-2、3-3がございます。これで1束でございます。

それから、横長の資料で、こちらでございますが、補足説明資料ということで、豊川用水二期事業の概要、徳山ダム試験湛水の状況、木曽川水系連絡導水路事業の概要というのが1つの束でつづっております。

あと、参考といたしまして、縦長でございますが、国土審議会水資源開発分科会関係の一連の名簿でありますとか、法律、政令等を参考として用意しております。

以上、4種類の資料がお手元にありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、早速でございますが、会議を開会させていただきます。

議事に入ります前に幾つかご報告申し上げます。

本日は、両部会とも定足数の半数以上のご出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき会議は有効に成立しております。

続きまして、豊川部会につきまして、委員の異動がありましたので、ご紹介いたします。

松本幸雄委員が逝去されまして、後任といたしまして、真木浩之専門委員にご就任をいただいております。

また、木曾川部会の恵委員、それから荏開津専門委員から、本日、欠席とのご連絡を受けております。

次に、私ども事務局側が前回以降、全員交代しておりますので紹介させていただきます。

上総水資源部長でございます。

【上総水資源部長】 上総でございます。よろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 宮本審議官でございます。

【宮本審議官】 宮本でございます。

【西川水資源政策課長】 粕谷水資源計画課長でございます。

【粕谷水資源計画課長】 よろしく願いいたします。

【西川水資源政策課長】 斉藤水源地域対策課長でございます。

【斉藤水源地域対策課長】 斉藤でございます。よろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 海野水資源調査室長でございます。

【海野水資源調査室長】 海野です。

【西川水資源政策課長】 田中水資源総合調整官でございます。

【田中水資源総合調整官】 田中でございます。

【西川水資源政策課長】 それから、私は、本日、司会を務めさせていただいております水資源政策課長の西川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は公開で行っておりまして、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、また、議事録につきましても、各委員に内容をご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますことをご報告申し上げます。

一般からの傍聴者の皆様におかれましては、会議中の発言は認められておりませんので、よろしくお願いいたします。

また、会場内の撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、ここで事務局を代表いたしまして、水資源部長の上総よりごあいさつ申し上げ

げます。

【上総水資源部長】 おはようございます。委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

本日は、いささか変則でございますが、豊川と木曽川の部会を合同で開催をお願いしたところでございます。

豊川につきましては平成18年2月、木曽川水系につきましては平成16年6月にフルプランの全部変更をお願いいたしまして、現在、その計画に基づいて事業推進しております。

本日は、豊川については、豊川用水二期事業の工期の延長、それから木曽川につきましては、木曽川水系の連絡導水路事業、これは徳山ダムの完成が間近でございますが、この関連の事業の追加等の変更をご審議いただければというふうに思っております。

どちらの事業も元気のある中部地方に安全で良質な水を安定的に配るための施設として大変重要でございますし、関係の利水者からもその促進の要望が強くなされているところでございます。

フルプラン水系、ご案内のとおり、この2つの水系以外に合計で7水系ございますが、昭和36年にできました水資源開発促進法に基づいてフルプランをつくり、それぞれの事業を量を確保するという意味で進めてまいったわけでございますが、量の確保については、ある程度見通しがついてきた、いずれの水系についてもそのような状況になっております。

ただ、まだまだ課題が残っておるかと思っております。量の確保だけではなくて、水質の面、あるいは計画をとんでもなく超えた渇水が起こったときの、あるいは大規模な地震が起こったときの水の手当て、そういった危機管理面での水政策というのを進めなければならないと考えているところでございます。

また、これもご案内のとおりでございますが、今、地球温暖化が進んできている中で、雨の降り方が、あるいは雪の降り方が相当変わってきて、降るときは大変多く、それから少ないときは大変少なくと、こういう傾向にあると言われていたところでございますが、先ほど、ある程度、量の確保のめどがついてきたと申し上げましたが、この温暖化で渇水がひどいときはさらにひどくなる、こういった要素も踏まえて、これから水の政策を進めていく必要があると思っております。

そういうこともございまして、昨年12月に水資源開発分科会を開催した折に、こういった気候変動も踏まえて今後の水政策をどう進めていったらいいのかと、これを大きくご

議論いただく調査企画部会においてそういうことを検討していただくということをご指示いただいたところございまして、実は明日、その同部会の第1回の会合が開催される予定でございます。きょうお願いします委員の何名かの方には、連日煩わすこととなりますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

水の問題、昨年のアジア・太平洋水サミットをやらせていただきましたが、ことしのG8のサミット等々、水の話題というのは大変大きなテーマになるというようなことでございます。

そういった状況の中で、きょう、木曾川と豊川についてのご議論をいただくわけですが、ぜひ活発なご議論をいただきまして、計画案をおまとめいただきますようお願い申し上げます。

以上で私のごあいさつとさせていただきます。

【西川水資源政策課長】 それでは、これより豊川部会関係の議事に入りたいと存じます。

進行は、楠田部会長によりしくお願ひいたします。

【楠田豊川部会長】 おはようございます。それでは、豊川部会の議事に入らせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

豊川水系のフルプランができ上がっておりますので、部会の役目を終えたと思っておりますけれども、よりよい水利用のためにということで、再度招集ということで、皆様方にはご迷惑をおかけいたしますが、きょうのご審議、よろしくお願ひいたします。

それでは、今回は豊川用水二期事業の予定工期延長に伴います一部変更案について議論をお願ひいたします。

それでは、一部変更案の内容につきまして、事務局のほうから資料2を使いまして一括して説明をちょうだいしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【田中水資源総合調整官】 それでは、資料2-1、5ページになります。「豊川水系における水資源開発基本計画」一部変更の概要ということで説明させていただきます。

まず、豊川用水の二期事業につきましては、平成11年から平成20年度までを工期とする現行計画が動いておりますけれども、今回、水路改築区間を追加するということで、計画上の予定工期を延長する変更を行うということでございます。

内容につきましては、14、15ページをお開きいただきたいと思います。また、あわせて横長の補足説明資料、3ページを参考にしながら、お願いいたします。

豊川用水につきましては、事業主体が水資源機構ということで、愛知県豊橋市ほか4市1町、それから静岡県湖西市、こちらのほうで事業改築を行っているということでございます。

今回、変更予定といたしまして、3ページ目を見ていただくとおわかりになると思うんですけども、黄色で着色してありますのが平成11年度からスタートしている現行の計画でございます。こちらは、幹線水路、水路改築が34キロ、それから併設水路、これ、パイプを設けておりますけれども、こちらが58キロ、それから支線水路、規模の大きいものが51キロということでございます。

これが今回こちらのエリア、平成14年度に東海地震にかかる地震防災対策強化地域が拡大され、15年度には東南海、南海地震防災対策推進地域に新たに指定となり、さらに、19年1月には、東海地震の発生確率が上方修正されたというような状況がございまして、3ページ目にありますように、赤で記載された大規模地震対策ということで、幹線水路の改築をさらに追加強化しよう、あわせて併設水路を設置しよう、こういったことで幹線水路の水路改築が16キロ事業量追加。それから、併設水路が18キロ追加。それからもう1点は、農業専用の支線水路の末端のところになるんですけども、こちら、アスベストである石綿管が設置されており、パイプの老朽化に伴い、撤去に対して安全かつ最終的な廃棄物処理も必要であるため、石綿管除去対策として行われるということでございます。

これに伴いまして、14ページにありますように、現行予定としまして、水路延長の部分、こちらがそれぞれ幹線水路が34キロから50キロ、併設水路が58キロから76キロ、支線水路が51キロから46.9キロというような形で事業量が増になります。

また、取水量等につきましては変更はないということでございまして、これらの大規模地震対策及び石綿管除去対策の事業追加に伴いまして、予定工期を平成27年度までに変更いたします。

また、18年度までの事業の進捗状況、こちらは約7割が終わっております。

施設の状況等は、15ページのところがございますように、改築の考え方でございますけれども、現行計画はオープン水路でございます。これを老朽化に伴い直すにあたって、断水にできないということがございまして、パイプによる併設水路を設けて、これを存置

していくというような形で改築事業を行っております。

サイホン区間につきましても、同様に鋼管等で併設水路を設けていくという状況でございます。

二期事業の現行までの状況等をご説明いたします。補足説明資料の4ページでございます。

4ページに、老朽化の進行ということで、右側の写真で水路法面のところでございますけれども、開水路のひび割れが出ている。それから、水路の底版のところは、浮き上がりやクラックが出ている。それからもう1つは、通水をとめることができなかつたということで、水路内の土砂堆積が畑地等からかなり流れ込んでおりまして、通水能力の低下が出ている。

それから、オープン水路の部分で、牟呂松原の、これは水田地帯になりますけれども、市街地等からの排水流入が多く、水質上の問題が出ていたというようなことで、これらを解消するために通水を確保しながら、オープン水路を改築する。なお、牟呂松原につきましては、排水路と用水路の分類を行った上で、なおかつ用水路のほうには隔壁を設けて冬場の点検管理ができるような形で改築をしている状況でございます。

これによりまして、5ページで、二期事業は改築をまだ進めている状況でございますけれども、こういった事業効果があらわれているかを説明いたします。

併設水路を設けております東部幹線、それから西部幹線水路では、洪水導入の迅速化、効率化と書いておりますけれども、これは取水を川が高水するとき、洪水のときに幹線水路を経由して各調整池のほうにため込みをするということでございます。高水取水ということでございます。これが大野頭首工から万場調整池までの約40キロぐらいございますけれども、三ツ口池と万場調整池のところは現在、併設水路が18年度までで完了しますので、こちらの通水時間を見ますと、今まではオープン水路の場合だけでしたから6時間半ぐらいかかっていたんですけども、これが2時間半ということで、約24キロの整備によりまして4時間ぐらい時間が短縮しているということで、洪水導入の迅速化、効率化、それから当然のことながら、通水しながらということでございますので、保守点検ができるようになったということで、通水断面の確保として、土砂の撤去ができるようになりました。

それから、用水到達時間が短くなったということでございますので、幹線水路下流部への導水操作が容易になってきている。今後、この併設水路の整備が整いますと、かなり調

整池へのため込みを含めた、こういったところがさらに向上するという状況でございます。

それから、牟呂松原幹線水路につきましては、平成18年度までに牟呂幹線、松原幹線、12キロ改築いたしまして、1つは、不断水による保守点検の実施ができるようになった。それから、チェックゲートの更新によりまして、水調節機能の改築と配水の安定化、こういったことが行われているということ。それから、用水と流入排水を分離したことによる水質の改善ということが図られております。

また、支線水路については、40キロ改築しておりますけれども、老朽化水路の改築により漏水が減ったということと、パイプライン化によりまして、管理余水とか無効放流が改善されているという状況でございます。

こういったことで二期事業も18年度までに現行計画の約7割が進んでいるという状況でございます。

本資料のほうに戻っていただきまして、9ページ、10ページをおあげいただきたいと申します。資料2-2ということで、「豊川水系における水資源開発基本計画」新旧対照表ということでございます。9ページが現行計画、平成18年2月に全部変更しております。この際に計上している事業につきましては、設楽ダムの事業化が位置づけられて、水量的なものがフルプランとして整理されたということでございます。

今回、10ページ目でございますように、豊川用水二期事業の事業量追加に伴います予定工期の変更ということでございます。豊川二期事業の事業目的、事業主体、河川名、最大水量は変更ございません。予定工期につきましては、平成11年から平成27年度までというような形で事業のほうで7年ほど工期を変更したいということでございます。

そのほか、1、それから3の大きな項目、水の用途別の需給の見通し及び供給の目標、それから3番目のその他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項については、変更はございません。

以上でございます。

【楠田豊川部会長】 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ちょうだいいたしたいと思っております。

【木本専門委員】 よろしいですか。

【楠田豊川部会長】 はい、どうぞ。

【木本専門委員】 2点ですけれども、事業そのものは進めていただきたいと考えてお

ります。

ただ、事業内容に差はあるんですけれども、現行事業、19年度で進捗80、残が20%として、これを20年度でとりあえず全部できると仮定します。そうしますと、大体年間14キロぐらいを平均しますと施工。それに対して今度は、支線とはいえ、7年で割ると1年間に60キロ超です。申し上げたかったことは、年度内にできる予算の裏付けとか、施工の段取りは大丈夫なのかなということです。

それからもう1点、これは小さいことです。東西幹線の堆砂量が非常に大きいんですけれども、この原因は何かということです。以上2点。

【楠田豊川部会長】 それでは、事務局から回答をいただけますでしょうか。

【田中水資源総合調整官】 まず、追加事業量が、特に支線水路の事業量の延長が大きいですので、予定工期的な部分はどうなのかということでございますが、所管の省庁のほうからは、これで十分行けるという形でご報告をいただいておりますとともに、実際のところ、14ページ目のところでございますけれども、こちらにフルプランとしましては、予定工期の変更ということでございまして、事業的なものが急がれるということもございまして、平成20年1月に事業実施計画の認可手続きは終わっております。農林水産省、厚生労働省、経済産業省から水資源機構に認可をしているということで、十分関係省庁も内容を審査の上、事業工期的なもの、それから事業量的なもの、予算的なものは現行の状況では可能というような判断の中で行われております。

それから、オープン水路のところの土砂の流入の関係はどういうことかということかと思えます。ちょっとわかりにくいんですけれども、東部幹線は、石綿対策除去の関係の支線の関連がかなりあると、補足説明資料の3ページの豊川二期事業の概要図でご説明しました。幹線水路に畑地帯がかなり広がっているということがございまして、どうしても上流のほうから畑地帯の土砂とか、裸地の部分のところ、水路を横断している道路橋から流れ込むということがございまして、幹線水路の、特にサイホン部分とか、そういったところの通水断面のところ、支障を与えておりました。何とか除去したいということがありましたが、断水が長期間できないということがございまして、抜本的な除去ができなかったということがございます。

【木本専門委員】 ありがとうございます。

土砂流入防止対策も含めて、できる限り期限内で竣工されますようお願いいたします。

【楠田豊川部会長】 それでは、ほかにもございますか。

はい、どうぞ。

【光岡専門委員】 この事業、事業規模が大きいということと、分割採択されたものから、こういう形になってきたわけでございます。前回、残りを設楽ダムを入れるときにはぜひお願いしたいということございましたけれども、やっところまで来たのかなということございまして、まことにありがとうございます。

つきましては、この豊川用水二期事業の施設を使った水力エネルギーの有効活用ということでございますけれども、ご存じのように、愛知用水二期事業、木曾川水系では、ご存じの愛知用水幹線水路、ちょうど中流部にございます愛知池と幹線水路との間の落差を利用して、小水力の発電機を設置しております。1,000キロワット規模の発電機で、年間700万キロワットアワーぐらい電力を得ておるわけでございますが、木曾川のほうは、たまたまこのその他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項のところで水力エネルギーの有効利用ということがうたわれておるわけです。豊川の場合は、この10ページのところにその文言はないわけですが、実際に付帯事業としては実施可能ではなからうかと思っておりますので、二期事業をこれから先、7年で終わるのか、木本先生おっしゃられたように、多少は延びるのかもしれませんが、そういった事業を進捗させる中でご検討いただけたらというふうに考えております。

【楠田豊川部会長】 ありがとうございます。

地元からの光岡さんに、今、ご意見をいただきましたけれども、何か事務局、ご回答いただけますでしょうか。

【粕谷水資源計画課長】 大変貴重な、しかも今日のいろいろな世の中の課題に即したご提案をいただきましてありがとうございます。私ども水資源部で直接どうこうということはできませんけれども、事業の主務省庁なり、実施主体の水資源機構に、ただいまの委員のご意見も伝え、何とかできないか検討をしていただくように取りはからいたと思います。ありがとうございます。

【楠田豊川部会長】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかにご意見。

どうぞ、池淵先生。

【池淵特別委員】 私は木曾川部会だけだけれども、豊川についてもちょっと言っているですか。

【楠田豊川部会長】 もちろん、どうぞご自由にご発言ください。

【池淵特別委員】 ちょっと教えてもらいたいたいんだけど、この開水路の用水、平均的に流速はどれぐらいで流れているのか。結構大きな流量が流れているようで、この防護とか人が迷い込んで流されるとか、そういうことはあり得ない話なのか、そこら辺、流速がどの程度のもので流れておるのか参考のために教えてもらいたいなと思っています。このプランそのものの内容ではないので、ちょっと参考のために教えてもらいたいなと。

【田中水資源総合調整官】 実際のところ、この開水路の導水路や幹線水路のところは、かなり流速は速いです。実質、場所によって違いますけれども、2メートルから3メートル程度の流速は出ている……。

【池淵特別委員】 2～3メートル。

【田中水資源総合調整官】 はい。ですから、水路のところには、仮に維持管理した場合、落ちた場合にちゃんと浮輪をつけたロープを入れておきまして、なおかつ、水路の壁面等にはステップ等を設けて、そこから上がれるようにということで。ですから、実際に意識をされている方は大丈夫ですけれども、全く意識されない方は危険なぐらいの流速を流しているという状況でございます。

【池淵特別委員】 ありがとうございます。

【楠田豊川部会長】 よろしゅうございますでしょうか。

光岡さん、何かコメントはいかがですか。

【光岡専門委員】 普段は、そんな速いところはないと思います。現実に30トンなり、8トン丸々となっているような日はまずございませんので、せいぜい普通の日ですと1メートル前後、子どもが流されると危険ですけれども、大人なら泳いで這い上がれるぐらいの流速で普通は流れております。

【楠田豊川部会長】 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。佐々木先生、お願いいたします。

【佐々木特別委員】 この豊川水系の今回のフルプランの一部変更について、この中身そのものについては異義を別に申し上げることはないのですが、ちょっと教えていただきたい点が1つあるのです。

それは、一般論でいいのですが、フルプランというものを「確定」する。これは閣議決定を経ているわけで非常に重いものだというふうに思うのですよ。そういうときに、「一部変更」というものが、豊川の場合は18年ですか、非常に短いというか、つい最近、変更

したものであるわけですが、それをまた変更する、こういうふうには来ているわけですね。そういうときに、やはり「条件」というか、これこれこういうような条件が整ったときにフルプランの「変更」とか、「全部」は当然ですけども、「一部変更」でも、そういうような何らかの条件があつてよいと思うのです。今回の場合は、先ほどご説明があつたように、地震等との関連とかいろいろ、そういう法律とか制度とかが変わった、そういうことがあつてのことだと思つてのですが、一般論でそういうものがどこかに書かれているのかなと思つて、「参考」というふうにしてある国土審議会水資源開発分科会関連のものをちょっと見ておつたのですが、例えば17ページあたりに、閣議の決定を経て「決定」とか「変更」をされるということはあるのですが、変更の「条件」とはこれこれこういう条件が整ったときに変更が可能だよというようなことについては、どこにも書いていないように見たのですが、これをちょっと教えていただきたい。どのような条件が整った場合に「変更」というようなことが可能になるのだろうかということが1つ。

それからもう1つ、この中身に関連して、この見直し方というか、この資料の9ページ、10ページ、「現行の計画」があつて、それを変更するときに、右に「変更案」がありますが、そのこのところを拝見すると、アンダーラインがあるところは「予定工期」だけですよ。これだと非常にわかりにくいのではないかと思うのです。先ほどの田中さんがご説明したような横長の資料の3ページのところでは、地震関連、赤いところ、それから石綿管、このブルーのところ、このところが主な理由であつて変更になつたというふうに理解します。そうすると、この辺のところをどうして本文のというか、フルプランの10ページの「変更案」のところの中段、(2)の豊川用水二期事業の事業目的のあたりのところに、これこれこういうような背景とか、地震等々の制度が変わつたとか、そういうことがあり、大規模地震対策と石綿管の除去、そういうようなことがあつて、それで何キロメートル延長するというようなことが生じた、必要が起こつたのだということを書けば、それで27年度まで延長するのだなというアンダーラインの部分はわかるのですが、年度のところだけしかアンダーラインをしていませんから、ちょっと外部へ公表したときにわかりにくいのではないかというふうに私は思うのですが、これも「現行」のやつが閣議決定だから、あんまり大きな修正はしたくないというお気持ちがあるのではないかと思います、ほんとうにわかりにくいなというふうに思います。

【楠田豊川部会長】 ありがとうございます。

計画案の修正をしなければならないときと、計画案の記載内容のいわゆる細かさ……。

【佐々木特別委員】 細かさというか、わかりやすさ。

【楠田豊川部会長】 ええ。多分これは付属の文章もあるんだとは思いますが、この案文での記載の方法についてご説明いただけますでしょうか。

【田中水資源総合調整官】 まず、一部変更の条件なりが整ったときはどうかということなんですけれども、基本的にはできるだけ変更対応したいと思っているんですけれども、実際、今回の豊川二期では、予定工期のところだけなので、実際は軽微な変更であるというふうにフルプランとしては整理がされております。

ただ、これを軽微だということで見送るということになると、次の案件が出るまで実質のところ変更行為が行われないうことになります。当面は見込まれないという判断の中で、現行のフルプランの工期の中では、予定工期が平成20年度までという状況でございますので、それまでには何らかの形で整理をしておきたいというのが1つございます。ですから、今回、各フルプラン水系のほうは継続している事業が量的にも少なくなっている。それから、水量的な部分も全部変更した後については、ほとんど今後は新規追加とか、需給量的なバランスの部分が出てこないということがございますので、今回は豊川については軽微であるけれども実施したという状況でございます。

それから、そうすると、フルプランに掲上している事業の目的なり、変更の内容がよくわからないというところがございます。これは私どもとしまして、具体的に書くかということもあったんですけれども、現行計画で記載している事業目的で実は読み込めてしまうものですから、具体的には幹線水路「等」と老朽化「等」の「等」のところになるんですけれども、ベースとしては施設の改築ということで変更がないということでございます。これが新設とか、そういう部分であれば、少し機能追加なり、大きな部分が変わってくるということなんですけれども、ベースとして改築ということでやっていく。それから、それをいわゆる老朽化でやるのか、大規模地震対策の強化というような意味合いでやるのか、それから、交換した施設の廃棄対策的なものも含めてやるのかというところがございますので、フルプランとしては、個別事業としての部分での対応がなされているという判断の中で、実質それは今回ですと機構事業のほうの事業実施計画という中での整理がなされるということで、フルプランとしては予定工期が唐突に変更になっているという形でございますけれども、そういう理由の中でこういう変更をしているということでございます。

【楠田豊川部会長】 佐々木先生、よろしいですか。

それでは、ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【真木専門委員】 今回の改築の目的の中に、今ご説明ありましたように、耐震性の強化というのが入っておりますけれども、この地域は大きな地震が来ることが予想されているわけですが、1回来ますと、面的な広がりのある施設だけに、相当長期にわたって断水ということもあるかと思うわけですが、ぜひこういう機会に耐震性強化を図っていただくということは、そういう意味で意義のあることだと思っておりますけれども、幹線水路とか、併設水路とか、支線とか、たくさんございますけれども、全部が全部壊れないようにというのはなかなか経済性の面からも難しいとは思っておりますけれども、施設の整合のとれたような形で、供給の安定性がある程度確保されるような形で、もう始まっているわけですが、耐震の強化のところまで進めていただければなというふうに思いますので、ちょっと意見というか、感想でございます。

【楠田豊川部会長】 ありがとうございます。

何かご回答ございますか。

【田中水資源総合調整官】 耐震の関係なんですけれども、水を送水するというのは、それぞれの取水、分水路であるとか、それから幹線水路、それから幹線水路でも豊川の場合ですと、地山を切ったところと、それから盛土をしてやっているところ、多々あります。そういったところでそれぞれの考え方の中では、いわゆるライフラインとしてきちんと機能が落ちないようにしなければいけない部分。それから、仮に被災をしても、復旧する期間なり、そういったものが可能であれば、その部分については、ある程度レベルを下げたような対策をするということで、この用水路施設を含めて、豊川では幾つかの分類をいたしまして、その中で耐震強化の検討を行っているという形でございます。ですから、盛土区間が多分、地震の強力な加速度が当たれば、これは円弧滑りを起こしてしまいますが、全部を強化するというと、それは莫大な費用がかかってしまうので、幾つかの条件を設定しながら耐震の内容を整理して対応しているという状況でございます。

ですから、水資源機構のほうで施設の重要度区分と耐震性能区分等を勘案の上で検討しております。

【楠田豊川部会長】 よろしゅうございますでしょうか。

【真木専門委員】 ええ、ありがとうございました。

【楠田豊川部会長】 それでは、ほかに。

それでは、どうぞ、古米先生。

【古米専門委員】 先ほど佐々木委員からのご指摘があったように、今回は変更なので、どこがどう変更されたのかということがわかるような資料があることが非常に重要だと思います。そういう意味においては、この補足説明資料の3ページ目で今回の趣旨で地震対策だとか、脆弱な石綿管除去対策というものをやることが示されている。その部分で、対策区間が34 kmから50 kmになるとか、58が76、51が469になるということの意味しているというように我々は説明を受けたものと思います。この補足説明資料というものが、本体資料での説明ではなかったということは、別扱いになって、世の中の人が見ようと思っても見えない資料であれば、ある意味、どこがどう変わるのだと重要な説明をやはり本体の資料の中に入れたほうが有意義ではないかなというように感じました。それが1点目です。

2点目は、そういうことを感じながら数字を見ていたら気づいた点がありましたのでお聞きしたいと思います。補足説明資料の4ページに豊川用水の二期事業の内容のところに距離キロメートル数がございますが、それとこちらの資料2-3に現行の事業実施計画というところに書いてある水路延長の距離の長さを見比べると、本川改築の合計は確かに13、7、13で足すと34キロでよく合っているんですが、支線水路の改築は55なのに、資料のほうは51キロと書いてあったり、併設水路のほうは58キロと資料には書いてあるけれども、補足説明資料のほうは合計するとどうしても58にならないなというのに気づきました。細かいことなんですけれども、やはり今回の変更に関わる重要な数値でするので、確認したいと思います。逆に言うと、本体資料とこの補足説明資料が両方出てしまうと、こちらとこちらが不整合だということがオープンになってしまいます。公開されたり、周知されるべきもの、どこが変更したかということが明確になっていることが必要だと思うので、ぜひ確認をさせていただきたいと思います。

【田中水資源総合調整官】 2点ほど。

まず、補足説明資料の扱いなんですけれども、今回、部会でご説明している内容につきましては、すべてホームページで公開いたします。一連の資料で整理しましたのは、今までのフルプランの整理の仕方の様式に則った形です。それでは足りないということで補足説明をしているということでございますので、すべて情報公開するという考え方でございます。

それから、補足説明資料の豊川用水二期事業の概要に記されている事業量、それと今回、説明資料の2で用意しております変更後の量、こちらがどうも食い違いがあるのではない

かということで、わかりやすく整理いたします。

というのは、二期事業の現計画の水路延長量というのは、4ページにある内容なんですけれども、施工では多少ショートカットなどで増減しているというところがございます。そういった面で数量的に合わないというところがあります。それに今回、大規模地震対策と、それから石綿管関係、アスベスト関係で追加されているということで、その途中の経過がちょっと抜けているところもあります。実際のところはきちんと整理してございますので、こちらについては何ら問題はないと考えております。

【楠田豊川部会長】 ホームページ等で掲載されるときに、ちょっとわかりやすくしていただければと思います。お願い申し上げます。

【田中水資源総合調整官】 はい。

【楠田豊川部会長】 ほかにご意見ございますか。

花木先生、お願いします。

【花木専門委員】 同じ質問なんですけれども、ホームページでごらんになる人は口による説明を受けずに文書だけ読まれるので、よほどちゃんと中身を書かないと、なぜこの期間を延長するのかと、疑問に思うのではないのでしょうか。要は、疑いの目を持って見ると、ただ事業がおくれているから延長するんじゃないかとか、さらにお金を投資したいから延長するんじゃないかという誤解を受ける可能性があるんです。だけど、実際はそうではなくて、耐震という非常に大事なことだったり、石綿という非常に人間の健康にも関係があるものですから、それをやはりわかるように書かないといけないと思うんですね。これはおそらくかつてフルプラン、あるいはそれに伴う変更について、補足資料を専門家だけが見ていた時代はこれでみんな理解していた。あるいは、わからないと直接行政側に尋ねて、説明を受けて理解していたのだと思います。今やこれをオープンにする形になったんですけども、そのオープンにする資料が、専門家が議論する資料そのものだけだとやはりわからないということがあると思うんですね。そのあたりはホームページで公開されるときに簡単な言葉による説明、ここで口でご説明になったようなことをぜひつけていただければ誤解も生じないと思いますので、ちょっとくどいですが、あえて……。

【楠田豊川部会長】 貴重なご意見ですので、事務局のほうでご配慮いただければと思います。よろしく願いいたします。

【田中水資源総合調整官】 特に補足説明資料のほう、わかりやすくもう少し整理をさせていただきますと思います。ありがとうございます。

【楠田豊川部会長】 それでは、ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、幾つかご意見をいただきましたが、事務局のご説明でご理解をいただけたと思います。事務局のこの計画変更案につきましては、特にご異論がなかったというふうに思いますので、きょうご提示をいただきました事務局案を豊川部会として了承し、私のほうから水資源開発分科会に報告させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異義なし」の声あり)

【楠田豊川部会長】 それでは、ご異議がないようございますので、そのようにさせていただきます。

これもちまして豊川部会関係の議事を終了させていただきます。

【西川水資源政策課長】 楠田部会長、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、木曾川部会関係の議事に入りたいと存じます。

当部会の部会長につきましては、本年3月に国土審議会委員としての任期が一たん終了して再任されたことを受けまして、国土審議会令第3条第3項の規定に基づき、本部会に属する委員及び特別委員の書面による互選により、虫明委員が改めて部会長に選任されております。

それでは、ここからの進行は虫明部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【虫明木曾川部会長】 皆様のご推挙により再び部会長を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

では、木曾川部会の議事に入ります。

引き続き、委員の皆様方にはどうぞよろしく申し上げます。

また、部会長代理は、引き続き、村岡委員にお願いしたいと考えておりますので、村岡委員、どうぞよろしく申し上げます。

今回の議題は、木曾川水系連絡導水路事業、平たく言えば、徳山ダムを中心にした木曾川水系の取水体系の話でございましてけれども、その事業の追加に伴う木曾川フルプランの一部変更案について議論させていただきます。

一部変更案の内容については、事務局から資料を一括して説明していただくようお願いいたします。

【田中水資源総合調整官】 それでは、資料の16ページ、資料3-1でございます。「木曾川水系における水資源開発基本計画」一部変更の概要でございます。

現行の木曾川水系におけるフルプランは16年6月に全部変更しているということで、今回、(1)にあります徳山ダム予定工期の延長と、それから、木曾川水系連絡導水路事業の事業追加でございます。

徳山ダム建設事業につきましては、19年度までを工期とする現行計画ですけれども、今回、水資源機構が平成23年度まで、特定事業先行調整費制度の適用による自己資金回収を行うために予定工期を延長するというところでございます。

この特定事業先行調整費制度というのを16ページの下の方に参考として記載してございますけれども、水機構のほうで大規模な事業費を調達する際に、国、それから特に県なりの負担金の関係で平準化をしてほしいということがございまして、水機構のほうで自己資金をまず先に投入いたしまして、後ほどその部分を国、県のほうから繰り入れるということで、これを行うには、事業制度上、事業が実施しているという形が必要でございます。それを終わることによって完了するというところでございますので、こういった制度を活用して、事業の工期を変更して完成させるという形でございます。

この関係がございまして、資料の27ページ、28ページに徳山ダムの事業概要を現行と変更予定という形で記載させていただいております。こちらで、予定工期、事業目的等の変更がございません。工期が平成19年度までということでございましたけれども、これが先ほど申しました制度の活用によりまして、4カ年ほど事業工期を延長して、平成23年度までと。ただし、概成は平成19年度と記載いたします。

平成18年から試験湛水を実施中でございます。平成18年度末までの建設事業の進捗の状況は、93%という状況でございまして、今年度、試験湛水、観測をしてみ、仮設整備跡地の整備工事、山林公有地等のこういったことをやっているという状況でございます。

横長の補足説明資料の6ページでございます。現在、徳山ダムの試験湛水をして水をため込んでいる状況でございます。こちらは、2月26日現在という形で貯水池がエレベーションで387.3メートルということで、洪水期の制限水位までにはもう少しという状況でございます。貯水量は4億9,500万トン。約75%の状況にあるということであります。試験湛水はきょうの3月6日現在も同様な状況ということでございます。ですから、ここ、1月下旬から貯水位が上がっていないような状況でございます。今後、一、二カ月

で、サーチャージ水位まで上がるかどうかというようなところでありますので、今後も見守っていく状況でございます。

続きまして、木曾川水系連絡導水路事業でございます。29、30ページ、それから横長の補足説明資料の8ページ、9ページお開きいただきたいと思っております。

木曾川水系連絡導水路は、29ページのほうに事業目的として、これは徳山ダムで開発した利水の愛知県関連の水道用水毎秒3.3トンと工業用水毎秒0.7トンの合計毎秒4トンと、それから、異常渇水時の木曾川への緊急時の補給という部分を徳山ダムから木曾川のほうに送り込む連絡導水路でございます。これは平成16年の全部変更の際にも徳山ダムで開発した水について、どうやって木曾川まで持っていくのかという議論等ございまして、こちらについて、平成18年度から国土交通省の直轄調査でルートを選定なり検討を行いまして、20年度から建設事業に移行ができる状況になってきたということでございます。

そういったところで、事業概要をご説明させていただきます。

事業主体は、現在、調査ということで、国土交通大臣が調査しておりますけれども、建設事業は水機構に承継して事業主体ということで実施をさせる。これは徳山ダム、それから木曾川水系の関連のダム等、これが機構で建設管理しているということがございまして、特に異常渇水時の部分については、複数のダム等の管理も見ながらということでございますので、機構による建設と管理が合理的であろうということで承継させたいということでございます。

補足説明資料の8ページの徳山ダム貯留水の配分という図がございますので、こちらでご説明させていただきます。

まず、これは洪水のことは一切考慮しない。いわゆる川の水が利水として使うなり、渇水になってくる状況の貯留配分でございます。徳山ダムは利水容量7,800万トンあります。このうち3,100万トンについては、岐阜県の上水としての利用でございます。一方、木曾川には愛知県の上水、名古屋市の上水、名古屋市の工水ということで、4,700万トンの貯留容量、流量的には毎秒4トンを木曾川に送るということでございます。

それから、徳山ダムには流水の正常な機能の維持がございまして、これが揖斐川に流していくという部分でございます。

それから、その下に渇水対策容量の5,300万トンがございます。これが揖斐川で1,300万トン、それから木曾川に4,000万トンということでございます。木曾川の成戸

の地点の基準点流量ということで毎秒40トンを確認したいという考え方でございます。

今回、この徳山ダムから木曾川への利水容量の4,700万トン分に相当する都市用水の毎秒4トンと、それから渇水対策容量の4,000万トン分に相当する木曾川への渇水時の緊急水の補給という、この2つを木曾川連絡導水路を用いて木曾川に送っていこうと。長良川のところで一部小さいところが入っておりますけれども、一部長良川を経由する部分も使いながらということでございます。

事業の位置的なところにつきましては、事業の概要のところで書いてありますけれども、取水口として揖斐川の西平ダム地点あたりから上流で、根尾川、長良川を横断して木曾川の犬山頭首工上流部分の坂祝の地点あたり、それから、長良川は岐阜市のあたりで放水口をそれぞれ予定しております。

それから、下流施設につきましては、取水口が岐阜県の羽島市・海津市付近でございます。この辺ちょっと市の境のところはかなりぎりぎりのところでございますので、この付近ということは今、予定しております。

目的としましては、それぞれの流水の正常な機能、それから水道の毎秒3.3トン、工業用水の毎秒0.7トン。

水路延長としましては、9ページを見ていただくとおわかりになるんですけども、上流施設は、西平ダムから長良川まで、最大、治水が毎秒16トン、利水が毎秒4トンで合計毎秒20トンの断面です。ここで一部長良川への治水の緊急時の補給を毎秒4トン、それから利水の、これは工業用水になりますけれども、名古屋市の工業用水を毎秒0.7トン、長良川を経由して木曾川大堰付近で下流施設で木曾川に送水します。上流のほうは合計毎秒15.3トン、治水が毎秒12トン、利水が毎秒3.3トンということで、犬山頭首工の上流付近で放流します。

上流の施設がトンネルになりますけれども、これが延長約43キロ、流量的には断面が毎秒15.3から20トンです。それから、下流施設は、長良川と木曾川の堤防を越えていくということになりますので、延長約1キロぐらい。これは2つの川が隣接、接近しているところでございます。こちらは毎秒4.7トンです。

10ページに渇水の状況ということで、こちらは16年度の全部変更の際にもいろいろご議論いただいておりますので、復習というような形でございます。こういった形でかなり木曾川では用水の10カ年間で14回の取水制限をしているという状況でございます。平成5年、6年、7年、この辺がかなり厳しい状況であったということでございます。

11 ページに、異常渇水ということで、どういう状況のときに水を持っていくのかということでございますけれども、平成6年の渇水の状況をできるだけ改善しようという状況でございます。長良川では鵜飼にも影響があったとか、長良川では歩いて渡れる瀬が大分出てきてしまった。それから、木曽川ではライン下りがとりやめになったり、それから、桑名の漁業関係で行きますと、木曽川の下流部ですが、6年渇水の際には木曽川大堰からの放流量がほぼゼロになっている。シジミ等が斃死したという状況でございますので、河川環境を改善しなければならない状況でございます。

12 ページでございますけれども、こちらは、一方、利水の状況です。平成6年の状況でかなりひどい状況だということでございます。

実際、13 ページ目に河川環境がどうなのかということになります。こちらでございますけれども、揖斐川、長良川、木曽川ということで、今回、揖斐川から木曽川にそれぞれ基準点のところはどう確保していくかということでございます。正常流量では、揖斐川のところでは毎秒30トン、長良川ではおおむね毎秒26トン、それから木曽川大堰の成戸のところでは毎秒50トンが通常期の正常流量でございます。

これが平成6年の異常渇水時の状況だとどうかということでございますが、揖斐川では毎秒0トンということで、これは連続的に0の、ほとんど干上がったような状況となった。長良川では毎秒7トン、それから木曽川の成戸地点では、断続的に毎秒0トンという状況になってきたという状況でございます。

今回、徳山ダムの緊急水の補給ということで、河川環境の改善ということで、これは1、2、3と記載してございますように、瀬切れの防止であったり、アユとかウグイ等の生息・生育環境への改善であったり、ヤマトシジミとか、そういう水質悪化の改善、こういったものを含めてそれぞれの基準点で異常渇水時に揖斐川では毎秒20トン、長良川では毎秒11トン、木曽川では毎秒40トン確保しようと、河川環境の改善のために導水するものがございます。

それから、渇水被害の軽減という形がございますが、最後のページ、14 ページを見ていただきたいと思えます。

こちらの表がわかりにくいんですけども、まず(1)にあります計画規模渇水というのは、木曽川の平成16年の全部変更のところでも検討いたしました、20分の2ということで、近年20年で2番目の流況である昭和62年の流況でございます。

それから、異常渇水の場合ということで、これは具体的には平成6年の流況ということ

でございます。

まず、渇水被害軽減状況という、これらについてはいずれについても一定の条件による水計算に基づいた再現性の中で行っているということでございます。

まず、木曾川上流ダムの枯渇の日数ということで、通常のときが導水路あり、なしでは変わらないということでございますが、異常渇水時では、導水路なしでは木曾川水系のほうの上流ダムで、牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム、それから長良川河口堰の既利用分、利用が開始されている部分、こういったところについて見てみると、異常渇水時には36日枯渇するんですけども、導水路から持ってくれば、これが28日ということで軽減されているという状況でございます。

それから、35%以上と15%以上の取水制限ということで、35%のほうは下の注で書いてありますけれども、平成6年の渇水で、19時間断水、実際のところ5時間近く給水できなかった実態が取水制限35%以上で、これも相当社会生活にいろいろな問題が出てくる状況でございます。

15%のほうにつきましては、おおむね取水制限から一部給水制限が入るぐらいの状況でございますので、これを目安にしています。

いずれも愛知・東濃用水と木曾川用水ということで2系統を分けながら比較してございますけれども、10分の1規模のところでは、導水路ありの状況でかなり、当然のことながら利水としての補給をしておりますので、これは改善が図られる状況にある。特に35%以上のいわゆる相当ひどい渇水のところというのは、かなり軽減される状況でございます。

それから、異常渇水時でございますけれども、こちらも導水路のなし、ありのところ、35%の取水制限のところを見ますと、かなり導水路ありで軽減がなされている、改善がなされているということです。

ただ、15%以上のところを比べますと、15%から更に渇水が進めば、取水制限というのは35%のほうに実質移行していくので、15%のところについては35%のほうと見比べながら、例えば右下のところですと、異常渇水時の導水路あり、なしですと、木曾川用水のところは逆転しているような、単純に19日と54日で逆転しているような形でございますけれども、35%のひどい取水制限の状況を見ると、かなり導水路として機能が改善されているという状況でございますので、異常渇水時は35%ぐらいのところで見ただくと実態がよくわかると思います。これは試算というような形ではじいたものでございますけれども、こういったことを勘案いたしまして、導水量の最適な施設規模とい

うような形で、上流と下流、それから断面的なところを整理をしているという状況でございます。

資料の29ページ、30ページに戻っていただきまして、工期は平成18年から実施計画調査に入っているということでございます。これをスタートとしまして、建設事業を平成20年から完了予定の27年度まで、これを18年から27年を予定工期という形でございます。

事業進捗は、18年度までは1%ということでございます。18年度は測量、地質調査、環境調査等を行っているという状況でございます。

以上をベースにいたしまして、資料3-2の新旧対照表のご説明をいたします。20ページ、21ページでございます。

こちらに全部変更の際に位置づけております徳山ダム建設事業と、愛知用水二期事業がございます。徳山ダムについては、予定工期、先ほど、制度適用ということで、平成19年度までの予定工期を23年度末、但し書きといたしまして、概成は平成19年度という形で延長させていただきたいということでございます。

愛知用水二期のほうは、予定どおり18年度に事業完了をしているという状況でございます。

続きまして、22、23ページでございます。今回、木曾川水系連絡導水路事業ということで、調査を行い建設事業への準備が整ったということでございますので、事業を追加させていただきたいということでございます。

事業目的につきましては、木曾川、長良川及び揖斐川を連絡する水路等を建設することによりまして、徳山ダムにおいて確保される水を木曾川及び長良川に導水し、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るとともに、愛知県の水道用水及び工業用水を供給するものとするということで、異常渇水時の河川環境としての緊急水の補給と、それから利水としての水道用水、工業用水の供給をするということでございます。

事業主体は、独立行政法人水資源機構。なお書きといたしまして、本事業は国土交通大臣より承継する。

河川名は、木曾川、長良川及び揖斐川でございます。

最大導水量は、利水としての都市用水毎秒約4立方メートル。それから、異常渇水時の緊急水の補給時毎秒約20立方メートルということで施設規模を記載させていただきます。

予定工期は、18年度から27年度まででございます。

以上でございます。

【虫明木曾川部会長】 ありがとうございます。

ただいまご説明のように、1つは特定事業先行調整費制度の導入に伴う工期の延長と、もう1つは、これが大きい議題ですが、木曾川導水路事業計画が決定したことによる事業の追加ということでございますが、どうぞ皆さん、ご質問、ご意見いただきたいと思いません。

いかがでしょうか。

古米委員、どうぞ。

【古米専門委員】 補足説明資料の一番最後の14ページ目のところで、なかなか理解しにくい数値があるので確認をしたいんですが、15%以上の取水制限日数（水道用水）の木曾川用水のところの数値は、木曾川上流ダムの枯渇日数と、35%以上の取水制限日数を含むわけですから、数が増えていけばいいのに、なぜか導水路なしのときには51日と37日だとか、45日が19日というように減っています。説明のときにも何か逆転しているというように言われたんですけども、この37日と19日という導水路なしのときの日数計算がどのようになされているのかは、ちょっと今の段階で私は理解できないので説明をお願いしたいと思います。

【虫明木曾川部会長】 これは計算された方にお答えいただくのが良いでしょう。どなたかお願いします。

【梶田流域・水防調整官】 この計算を担当しました国土交通省中部地方整備局の梶田と申します。今のご質問について説明させていただきます。

まず、最初のご質問でありますけれども、「*」において15%以上の取水制限日数には木曾川上流ダムの枯渇日数及び35%以上の取水制限日数が含まれているとあるのにもかかわらず、例えば10分の1規模の渇水で導水路なしのとき、木曾川用水は35%以上の取水制限日数が51日で、15%以上の取水制限日数が37日と減っているのです。おかしいというこの指摘、これにつきましては、下の注意書きが不適切でした。正しくは、括弧書きの数字が累積でございます。

例えば、一番上の導水路なしで説明しますと、まず枯渇日数0日、これはそのままです。そして、35%以上の取水制限日数は51日として、この51日と先ほどの枯渇日数0日を足して括弧書きの51日になります。さらに15%以上の取水制限日数が37日ありますので、これを枯渇日数、そして35%以上の取水制限日数の0日、51日、そして37

日を足しますと、括弧書きの88日ということになっております。つまり、含むというのは、この括弧書きの数字ということでご理解いただきたいと思います。

そして2番目の質問のこの計算そのものが一体どうやって行われたか、というご質問ですけれども、簡単に申しまして、木曾川にあります岩屋ダム、そして阿木川ダム、牧尾ダム、味噌川ダムに、現在建設中の新丸山ダムを加えたそれぞれのダムの貯水量について、10分の1規模の渇水の場合は昭和62年の流況を流したときに、フルプランの需要予測量の取水が行われたとして、どのように減っていくかを計算しました。取水制限については、各ダムで試算された貯水率で判断しております。

次に、徳山ダムから利水補給が行われた場合、当然、木曾川の各ダムの貯水量の減り方、これが遅くなっていくわけでございます。それを同じように計算して算出したものがこの導水路ありという計算結果でございます。

同じように異常渇水時につきましては、平成6年の流況で計算したものでございます。以上です。

【虫明木曾川部会長】 古米委員、よろしいですか。

結構早口で言われたので、なかなか……。

【古米専門委員】 理解できたんですが、15%以上というものが35%以上を含んでいないということになるんですか。そうですね。そうすると、この表の並びとしては、15%以上を左に持っていったほうがわかりやすいのかなと。計算されたルールとすると、並びを変えてくれたほうが今の説明を理解しやすいかなと聞きながら思いましたが、どうでしょうか。

【梶田流域・水防調整官】 その辺は資料のつくり方ということで、ありがたいご指摘でございます。

【古米専門委員】 私は理解しました。

【虫明木曾川部会長】 はい、わかりました。

ほかに。

どうぞ。

【山内専門委員】 今回のフルプランの導水路の件そのものについてはとくに問題はないのですが、今もご質問があったと思いますが、補足説明の資料でちょっと誤解を招くというのか、わかりにくいものがあるのではないのでしょうか。特に今回、渇水対策容量は異常渇水時の緊急水だというような言い方をして、あたかも異常渇水時にしか使わな

いというような印象を受けているわけですね。ただ、異常渇水の定義がちょっとまたこれは非常にあいまいで、例えば、14ページの軽減効果でも、計画規模渇水の場合はこうだと、異常渇水の場合はこうだとされているけれども、異常渇水というのは計画規模を超えるような渇水ということですが、ちょっとこの言い方をすると、じゃあ、異常渇水というのはどういうときの状況をとったのかというようなことがはっきりしないだろうと思うんです。その上、いろいろな仮定をしながら計算しているものですから、多分今のような誤解が出ているのだと思うので、もうちょっと補足説明で一般の人に言う場合には、もっとわかりやすい説明をしないと非常にわかりにくいのではないかなと。私自身もこれを見て、例えば渇水被害軽減で10分の1規模の渇水で木曽川上流ダムの枯渇が0日というふうに位置づけているわけですが、実際には今、木曽川のダムの実力は10分の1もないわけですので、このあたりにも実際には取水制限をいろいろするために容量が0にならないだけです、その辺も非常にわかりにくいのだと思います。ですから、今回のフルプランとは直接ないだろうけれども、もう少し一般向けにわかるような説明をしないと、一般の人は異常渇水という言葉自体、十分理解できていないと思います。計画上はどうしてもこういう言い方で、本文なんかはこうしか書けないのですが、せっかくの補足説明ですからもう少しいろいろ工夫されたらと思います。

【虫明木曽川部会長】 はい、どうぞ。課長さん。

【粕谷水資源計画課長】 貴重なご指摘ありがとうございました。

なかなかなれといいますか、ふだん使っている言葉を何気なくそのまま専門家の間でしか通用しない言葉をそのまま使いまして、あまり疑いもなくやるものですから、いろいろとわかりにくい点が多々あるかと思います。ただいまご指摘いただきましたように、あるいは先ほどの豊川部会のご審議にもありましたように、専門家だけ見ていけば済む時代から、広くいろいろな人の目に触れて、いかにわかりやすくお伝えするかということが大事だという時代になってきているというご指摘を踏まえまして、極力わかりやすい資料づくり、それをどう公表していくかということに心がけてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【虫明木曽川部会長】 その関連で言うと、9ページの図の中で、治水、利水と書いてあるんですが、これは我々河川関係者はわかるんだけど、流水の正常の機能に対しては治水負担だから治水に含まれるという意味を一般の人はとても読み切れないので、この辺の初歩的な説明も必要ではないでしょうか。先ほどのご指摘はもっと内容についてわ

かりやすくということでしたけれども、やっぱり注意が必要なところは多々あるなという感じがします。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【木本専門委員】 木本ですけれども、補足資料に関連してですが、14ページです。

先ほどご指摘あったかもしれませんけれども、この導水路ありなしで木曾川用水の効果が非常に薄いというのは、これは何か特徴があるのでしょうか。特に15%以上で。木曾川用水のこのありなしの数値を比べると、ほとんど効果がないし、逆に異常渇水時は、これ、導水ありは増えるんですか、制限日数。いや、あんまり木曾川用水に効果がないという何か特殊な構造があるのかなのかという質問です。

【梶田流域・水防調整官】 例えば、木曾川用水の場合の効果は、35%以上の取水制限日数が81日から45日へと半分近くまで短縮されるわけです。それに比べて、愛知・東濃用水のほうは、56日であったものが38日に短縮されるのですからむしろ愛知・東濃用水のほうが効果は小さいのかなと思います。また、用水によってこの差が出るのかということに関しましては、それぞれの用水に対して補給するダムが異なり、そのダムの貯水率の下がり方が均等ではございませんので、そのためにこのように効果に差が出てきております。

【木本専門委員】 ありがとうございます。

特に15%を問題にしたかったんです。15%の場合。35%じゃなくて。

【金子企画専門官】 ご説明いたします。

この表の中の括弧内の数字といいますか、それぞれの中に累計の日数が書かれているかと思いますが、これによりますと、今お尋ねの導水路ありの場合、木曾川用水は、35%以上のパーセントが大きく日数が下がりますして、その分若干緩めの取水制限である15%以上の日数は多い。全体としてはきつめの取水制限が減る。さらに日数も若干減るということで、全体としての取水制限の割合が緩和されているという形で効果が出ているということでございます。

【木本専門委員】 ありがとうございます。理解できました。

ついでによろしいですか。

このフルプラン、本来の改定のときに直近の20年の降雨状況、流況を考えれば、もう1つ水系の広域利用を考えれば、導水路そのものは私は妥当な考えだと思います。それを

前提に4点ほどお聞きしたいんですけども、1つは、これだけの大事業を地元へどのぐらい情報開示して説明されてきたかということが1点です。例えば、補足説明に非常にいい内容があって、9ページ、導水路のルートを決定するのにもちゃんとしたことが書いてある。これをどの程度情報開示されてきたのかということがまず1点です。

それから、本資料の24ページ、(3)のところ、流域単位での健全な水循環ということがあるんですけども、これは国交省のほうでどのような考え方を、水循環か健全とお考えなのかという、ちょっと抽象的な質問で申しわけないんですけども、健全とは何をもちえて健全と考えるのかということをお聞きしたいということが2点目です。

それから3点目ですけども、同じそのページ、24ページの下、(7)水質及び自然環境の保全に十分配慮するということで、この導水路事業計画でそこほどの程度、もしくはどのような形で対策を立てられたか、もしくは対策を立てられつつあるかということ、これが3点目です。

それから4点目ですけども、長良川へ落として、馬飼の頭首工といいたまいますか、木曾川大堰の下で拾うということ、これ、上で拾わないで下で拾うということの意義を教えてくださいたい、確認したいということで、以上4点ですけども。

【虫明木曾川部会長】 いずれも非常に大切なポイントですが、よろしくお願ひします。最初から……。

【梶田流域・水防調整官】 それでは、今のご質問の1点目と4点目については現場を担当しております私のほうから説明させていただきます。

まず1番目、どのように情報開示してきたか。これにつきましては、関係機関である岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、そして国土交通省で、導水路をどのように整備すべきかということを検討してまいりました。平成16年度以降のすべての検討会における資料、議事概要について、木曾川上流河川事務所のホームページに掲載してきたところでございます。

そして、昨年の夏、8月22日にその導水路検討会第7回が行われまして、現在、ここに提示させていただいております施設計画、この基本的な方針が確認されました。これと並行しまして、現在、木曾川では、木曾川水系河川整備計画、これを策定しておりまして、その木曾川水系河川整備計画を策定するとき、住民に対してはその内容をふれあい懇談会、そして行政に対しては行政説明会、そして学識者等を集めた流域懇談会、これらの場で延べ数十回になるわけですけども、この中で木曾川水系連絡導水路事業についても説明さ

せていただいております、それに対する住民、行政、そして学識者の方からたくさんのご意見をいただいております。そして、その意見に対してすべて回答をつけて、すべてインターネット上で公表しているところでございます。情報公開についてはそのように取り組んできたところでございます。

4点目の下流施設でどうして木曾川大堰の下流に入れるのかという点でございますが、これは1つには、地形的なものがございます。長良川と木曾川がこの木曾川大堰の下流約1キロのところでは1枚の堤防を挟んで隣り合わせになります。したがって、この地点で長良川から木曾川に導水するという事は、大変経済的に、また合理的にできるということから、この地点になったわけでございます。

下流施設で導水する量は、異常渇水時に流す4トンと、名古屋市の工業用水道の0.7トン、合わせて4.7トンですが、このうちの4トンにつきましては、この導水地点よりもさらに下流の木曾成戸地点、こちらの流量確保のために流すわけでございまして、この上流施設から流されてきた異常渇水のための水と、この下流施設から流した水と、合わせて木曾成戸地点に補給されることから、大変合理的であると考えております。

名古屋市の工業用水道0.7トン分については、ご指摘のとおり、木曾川大堰の上流で取水を考えております。したがって、この0.7トンを木曾川大堰の下流で木曾川に入れ、それよりも上流の木曾川大堰の上流で取水すれば、その間が減水するというご指摘はごもっともでございまして、現在これを解消するために導水路事業としては確かに木曾川大堰の下流で木曾川に放流しますが、名古屋市の工業用水道はそこから木曾川大堰のところまで、導水路事業の中ではなくて別途設備として大堰まで持っていく計画としているところでございます。

【木本専門委員】 ありがとうございます。よく理解できました。

ただ、地元ではまだ説明不足だという意見が残っておりますので、今おっしゃったようなことをぜひ皆さんに納得していただけるように地元ではご説明願いたいと思います。

それから4番目、木曾川大堰の運用とも関連しているということですね。

【粕谷水資源計画課長】 虫明先生、残りの。

【虫明木曾川部会長】 2点をお願いします。

【粕谷水資源計画課長】 健全な水循環とは何だということと、この事業に当たっての環境保全を考えているのかという指摘でございますけれども、健全な水循環ということにつきましては、水が自然系での循環と、あるいは利水という人工での循環、この2つの大

きな循環が適切に組み合わされている状態がきちんと維持されていることというような定義を健全な水循環に関しまして、関係省庁の連絡会議がございまして、そこで一応、統一的な定義をいたしまして、各省それぞれの行政分野でこうした循環が維持されるよう努力するということで取り組んでいるところでございます。

第3点目にありました環境保全に対してどう配慮しているのかというご指摘でございますけれども、今回の事業、事業目的そのものが河川環境を維持しようというところにあるのは大前提でございますけれども、当然、事業実施に当たりまして、さまざまな環境調査を行いまして、適切な環境保全が果たされるように実施をしていただくというふうに事業主体とは話をしているところでございます。

【木本専門委員】 ありがとうございます。

2番目に関して自然の循環もありますけれども、正常流量を維持する、もしくは達成するためには、人工的な循環、流域調整も当然加わるということによろしいですね。ありがとうございます。

【虫明木曾川部会長】 なかなか抽象的なお答えしかされなかったんですが、例えば、13ページあたりで、長良川へ落とししたりするのは、結構水質改善の意図もあるんだけど、その評価は必ずしもちゃんとしていないというようなところがあるんですが、おそらくこれ、健全な水循環系にもかかわりますけれども、配慮はしてあるけれども、それを具体的にこうだという評価を必ずしもちゃんとしていない段階ではないかというふうに私は理解しております。これはまさにこういう徳山ダムのような大きな施設ができて、いろいろな運用を考える中で、おそらくこれからまだいろいろな可能性を持っているんだというふうに理解すべきものではないかというふうな感じも持っております。

ほかはいかがですか。

どうぞ、田上委員。

【田上専門委員】 直接議題には関係ないかもしれませんが、今まで木曾川水系の水資源開発のフルプランをずっとやってきて、ごく最近では徳山ダムと長良川河口堰を並行的に進めながら、その役割を担ってきたと思っておるわけですが、今回、徳山ダムができ、それを利水で使っていくため導水路ができる、その計画が持ち出されたことにつきまして、私ももちろん賛成でございます。それにつけても、長良川の関係では、せっかく河口堰ができたことによって開発された、フルプラン上開発された水がまだたくさん残っておるわけですね。それがその水を導水していく施設がないだけのために、その部分が

まだ使われない格好、もっとも、緊急性を要するというについては別の議論があるかもしれませんが。

私が承知しているところでは、先ほどの部長さんのごあいさつにもございましたけれども、温暖化とか、渇水とか、いろいろなことがこれから起こってくる可能性が大きい中において、河口堰においてこれだけの水が確保された地元愛知県とか、名古屋市の立場からしますと、確保されているにもかかわらず、長良川河口堰の導水路ができないがために、その辺の水が緊急の用には使えないという格好には、つくるについて負担をしてきた立場から考えますと、やっぱりこれが「どうなっているのかな」と、疑問とは申しませんが、「早くできないのかな」と、こういう思いがやっぱりするわけでございます。

この辺の関連は、いろいろ地元でも議論があって、今たまたまここに下流施設の計画が出てきましたけれども、こういったものとの関連とか、いろいろなことが議論がされているとは思いますが、ここら辺のところはどうなっているのかということについては非常に関心があって、この際、ちょっと事務局からお考えを教えてくださいたいと思っておりますのでございますが、いかがなものでしょうか。

【虫明木曾川部会長】 田中さん、答えを。

【田中水資源総合調整官】 前回、16年の全部変更の際に、需給バランスの整理をして、近年20分の2を、近年の最大渇水の状況ということで、平成6年を視野に入れながら整理したときに、徳山ダムの今回の開発をどうするのかというところの部分が、これは木曾川に導水することを前提にしてフルプランでは考えましょうという整理をいたしております。

それからもう1点、ご指摘ありました長良川河口堰による水量の部分、これは未利用の部分がございます、この全部変更の16年のときに工業用水から水道用水に毎秒5.46トン振り向けましょう、そういう整理をしました。今ご指摘があったのは、まさにこの部分も含めたいいわゆる安全安心のためへの利用に向けてどうするのかという部分を全部変更時に需給として整理したということでございます。

現在の状況ですけれども、利水者である、愛知県のほうで転用に向けての実務的な手続を進めているという状況を聞いております。

それから、実質それをどこで使うようにするのか、いわゆる取水地点とか導水の施設的なものは、県のほうで調査をしながら整理をして、今回の木曾川連絡導水路で具体的に動いているようなところもありますので、この河口堰部分についてもそういう検討をして、

早期に整理をしていきたいという状況でございます。今回の一部変更では、そこまで具体化していないという状況であり、現在、利水者のほうで鋭意調査検討を進めている状況でございます。

【田上専門委員】 大体わかりましたけれども、要は、物はできておるのにパイプがないためにそれが使えないというふうな理解を、こういった情報がどんどん出ている中で、そういう理解をされておるのは関係者としては大変心苦しいことでありますし、そういうことではなくて、たまたまここに木曾川大堰の上か下かなどという議論が今度のものにも乗ってきた、こういったこととの関連がどうあるか存じませんが、こういったことがあるのならば、非常に経済的とか、効果的に物をやっていく関連がそこに出てくるかどうか、勝手にそんなことまで思いながら、長良川河口堰についても後で追いかけて、つまり、徳山ダムのせっきく導水ができる議論が出てきた、それが具体化してきたわけですから、長良川についてもそういうふうなものを早くやっていただいて、濁水とかの対策に期待しているところで、現に愛知県にしろ、名古屋市にしろ、使えるものがこれだけあるんだというふうなことがフルプラン上決まっておりますながら、それが使えないという姿が早く解消することを、これは地元としての要望なのかもしれませんけれども、そんなことを特に思うわけでありまして。ご検討を今後は是非お願いをしたいと思っております。ありがとうございました。

【虫明木曾川部会長】 どうもありがとうございました。

ほかに。

池淵委員、お願いします。

【池淵特別委員】 この施設の追加と変更ということで、この内容等についてはこの形で理解し、これでいいのかなと思います。

ちょっと教えてほしいというか、質問といいますか、幾つかこれに関連する形なのかもわかりませんが。1つは、現在ある横山ダム、これが今後どのような、これはフルプランの対象施設として既存という形で入るとすれば、この横山ダムが直下にある。これが今後どんな使われ方をするのかなということが1点と、それから、この異常濁水時、これは運用というか、異常濁水時の緊急水の補給を含むという、この5,400万トンぐらいの容量、緊急時の出現までずっとストックしていくような運用になるのか。そうすると、水質とかそういう形のものでどういふようになるのか、そういう使い方をするすれば、少し懸念するところもあって、そのあたりをちょっと使い方の発生時期、それまでの時間

の経過等で、この5,400万トンという形をどういうふうにストックの使い方をするのか、そのあたりを運用面を含めてちょっとお聞きしたい。

それから、さっきの導水路事業のことで、これはまだルートはこうだけれども、調査中という。例えば導水トンネル等がどれぐらいの区間で、どれぐらいの流れがあるのかとか、そういうことはこれからの概略設計的な形で、このフルプランのこの登場のところにおいては、そういった形のものはまだ不必要といいますか、全体系としてのフルプランの計画ということで理解をしておけばいいのか、そのあたりをちょっとお聞きしたい。

それから、徳山ダム、まだ完成していない、たまっていかないという。これは流入量によるものだけれども、25%あと……。ことし完成する見込みがあるのか。上のほうになってくると結構容量が大きくなってくるので。試験湛水の終了で完成という形ですよ、事業そのものは。そのあたりをちょっとうかがいたい。当然、23年度とかというオーダーにならないと思うんですけども、ちょっとたまり具合が相手次第でもあるので、事業の完成がいつなのか、こたしの雪が思わぬ形で期待できていないのかどうかよくわからないんですけども、ちょっとたまり方具合がまだ経過しそうだというのをちょっと思ったりしたので、事業の完成という形のものの意味合いで、見込み等をもし教えていただければありがたいなと思った次第です。

【虫明木曾川部会長】 では、4点ありました。横山ダムの問題、それから実際に渇水に対してのダムの運用の話と、導水路計画が具体的には出ていませんが、それはどうなるかということと、徳山ダムの完成の話です。4点ですが。

どうぞ。

【田中水資源総合調整官】 まず、3点目の今回の木曾川連絡導水路の設計の状況でございます。先ほど詳細については割愛させていただきましたけれども、上流施設のトンネルにつきましては、標準な定型の直径が4メートルのもの、これが約29キロ。これは毎秒20トン断面になります。それから、長良川のほうに一部を落とした先のトンネル、これが最大毎秒15.3トンですけども、これが円形で直径が3.8メートル、これが約14キロあります。

それから、下流施設のほうでございますけれども、これが長良川と木曾川の堤防、背割り堤のところでございますので、これを乗り越えるところでございますけれども、これはトータルで毎秒4.7トン、これはパイプライン複数本になると思います。ここのところについて延長的には約1キロというところでございます。

ですから、これに必要なトンネルの立て坑の位置とか、長良川とか、そういったところを横断する部分については、地質調査等を当然やっておりますので、そういった諸元に基づいている。ただ、実際、工事発注するレベルにはさらにもう少し、当然そういった必要な調査とか、補填しなければいけない部分がありますけれども、今回、ルートはこういった調査の中で整理がされているという状況でございます。

割愛して申しわけございませんでした。

【虫明木曾川部会長】　　ちょっと豊川用水二期事業あたりでは結構水路延長とか、幹線水路、支線が書いてあるけれども、今回はこれは書いていないのは、決まったらまたこの部会にかかるということなんですか。

【田中水資源総合調整官】　　いえいえ……。

【虫明木曾川部会長】　　それはもうかける必要はない。

【田中水資源総合調整官】　　これに基づいて、今回のフルプランの諸元に基づきまして、水資源機構なりのほうで承継という手続を進めて、実施計画ということで、木曾川連絡導水路の諸元についてのものを事業実施計画として認可申請が上がってきますので、その中でチェックができるということでございます。

【虫明木曾川部会長】　　この23ページの変更案の記述で、もう事業は実施できるということですね。

【田中水資源総合調整官】　　はい、そうです。

【虫明木曾川部会長】　　二期事業とちょっとバランスが悪いから聞かれたと思うんだけど。

【池淵特別委員】　　基本的にはトンネルですか。

【田中水資源総合調整官】　　はい、上流はトンネルです。

それから4点目の、ちょっとご紹介の中でも徳山ダムの試験湛水の状況。今のところ、サーチャージ水位に到達するのはまだしばらくかかるだろうなど。早くて一、二カ月、恵まれた条件が重なれば、まだ一、二カ月ぐらいということはあるけれども、洪水期が6月からでございますので、そういうことを考えますと、試験湛水でできている部分での当面のダム運用ということも今後検討していかなければならないのかと思いますが、こちらのほうは、河川管理者が検討していると聞いています。この場では、見守っている状況でございますので、どのような対応になるかというのは、今後の状況を勘案して検討していくこととなります。

【粕谷水資源計画課長】 ただいまの試験湛水のこと、それから横山ダムの点、幾つか補足をさせていただきます。

試験湛水の関係、あるいは19年度で概成をするということの関係でございますけれども、いずれにいたしましても、来年20年4月からは組織的には管理態勢に移行するというようにしてございます。同時に、じゃあ、その管理に移行するからもう試験湛水はやめてしまうのかというと、それはそうではございませんで、管理をしつつ試験湛水も引き続き行っていくという両者併存という事態が場合によったらあり得るのではないかなというふうに思っています。

次に、徳山ダムの下流にあります横山ダムがどう変わるのかということでございますけれども、もともと、横山ダムには、治水と合わせて農業用水の特定灌漑が目的にありましたけれども、今回、徳山ダムと整理をいたしまして、その横山の特定灌漑の用は、徳山ダムにおける流水の正常な機能の維持の中に含めて必要な流水の補給をしていくということで対応することになります。

したがって、これからは横山ダムは治水目的、それと発電ということで管理をされていくことになってございます。

あとは、5,300万トンの渴対容量がずっとたまりっ放しで水質が悪くなるのではないかというご指摘でございましたけれども、徳山ダムの上流部は比較的山林の公有化もするというので、良好に保たれる可能性があるということと、全体としてはその上に乗っている流水の正常な機能の維持の部分、あるいは、利水容量の分として水が全体としては回るものですから、現在のところ、水質について、もちろんこれからもウォッチをしていく必要はあるかと思っておりますけれども、特段この渴対容量について、ふだんから使わないと深刻な環境問題が出るのではないかということに対しては、現在、そういう懸念はしていないということでございます。

【虫明木曾川部会長】 ありがとうございます。

ほかに。

はい、どうぞ。入江委員。

【入江専門委員】 私は、この木曾川導水路の事業については、当然これはダムができたわけですから、導水路がないと水が使えないということですので、この計画には賛成でございますが、前回、木曾川部会は平成16年に行われまして、それから4年近くたっているわけでございますが、この一部変更というのは、なぜこれまでおくれで今になってし

まったのかというようなこと、その経緯といいますか、そのあたりを差し支えない範囲で教えていただきたいのと、それから、工期で27年度というふうになってございますが、ほんとうに27年度にできるのかどうか、今回の資料も破線でルートが書いてあるだけです、今の時点でこんな状況で、ほんとうに27年度までにできるのかどうか、できるだけ早くこの導水路を使えるようにするためにも、目途といいますか、確実性についてもご説明いただきたいと思います。

【虫明木曾川部会長】 事務局、よろしくお願いします。

【粕谷水資源計画課長】 まず、前回のフルプランの全部改正以降、これまでこの事業を計上するまでに時間がかかった理由は何だということでございますけれども、実務的に考えたときでも、どのルートをとるかという調査がいろいろなされておりました。上流で流すのがいいのか、あるいは揖斐川と木曾川が接近しているもつと下流でやったほうがいいのかという検討がかなり綿密に行われました。その結果、下流で一括して流すよりも、こういう上流で持っていったほうが効果が大きだし、事業費も安い等々の検討がなされ、関係の利害者、あるいは治水を行っている立場、河川管理者とも合意がされてこういう結果になってきたというのが1つの時間がかかった理由でございますし、もう1点は、いろいろやはり徳山ダム、あるいは長良川河口堰をめぐるまして、地元でさまざまなご意見があるわけございまして、そういったものを見極め、調整等もあって時間を要したということでございます。

それから、事業工期につきましては、極力頑張るとしか今の段階で申せませんので、円滑な調査ができるよう、事業主体において必要な予算、あるいは工期、一定の段取りというものを工夫してもらおうということになろうかと思います。水資源機構というのはさまざまところで水路の事業もやってきてございますので、その技術力をいかに発揮してもらいたいと考えているところでございます。

【虫明木曾川部会長】 もう大分予定の時間も来ているんですが、他にご発言……。

はい、どうぞ。

【佐々木特別委員】 一言だけ。

先ほど池淵さんのご質問や、ただいまのご質問等々をお聞きしていると、私はできればこの部会の方々が希望によっては現場をごらんになったらよいと思うのです。私は現場を見ていますけれども、だから、それを事前に1回見ておれば、どれぐらい現実性があるとか、それからトンネルかどうかとか、大体わかると思います。水資源機構のほうに願

いすれば、おそらく見せていただけるのではないかと思いますけれども。

【虫明木曾川部会長】 どうもありがとうございました。

ぜひ事務局のほうもご配慮いただきたいと思います。現地を見るという、ほんとうはこの部会の前にやればよかったんですけども、それはちょっと間に合わないのです。

【粕谷水資源計画課長】 ことはもう年度末でこういうぎりぎりのことになってしまいましたが、申しわけございません、おっしゃったように、本来、事前にごらんいただいて、あるいは現地で部会を開催するとか、いろいろなことを工夫して円滑にご審議いただけるように事務局として頑張ったいと思います。

【虫明木曾川部会長】 ほかはよろしいですか。

それでは、時間も参りましたし、ほぼ意見も出尽くしたようですので、本日の議論の取りまとめをさせていただきます。

非常に貴重なご意見をいただきましたけれども、この木曾川水系導水路事業の追加に伴う木曾川のフルプランの一部変更の案に対しては、特に異論はなかったというふうに考えております。

そこで、本日説明のあった事務局案を部会として了承し、私のほうから水資源開発分科会に報告することとさせていただいてはどうかと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異義なし」の声あり)

【虫明木曾川部会長】 はい、それでは異義なしということですので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の木曾川部会の議事は終了いたします。

事務局のほうへ進行をお返ししますので、よろしくお願いします。

【西川水資源政策課長】 虫明部会長、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から今後の予定等についてご説明させていただきます。

今後は、国土審議会の水資源開発分科会を開催いたしまして、豊川フルプランの一部変更案について楠田部会長から、木曾川フルプランの一部変更案について虫明部会長から、それぞれご報告をいただいご審議いただき、関係省との協議、関係県知事の意見聴取を経て、一部変更を決定してまいりたいと考えております。

ここで事務局から、この両水系以外のフルプランの最近の改定状況、水資源開発分科会における最近の動き等について報告させていただきます。

【粕谷水資源計画課長】 それでは、簡単にご説明いたします。

フルプラン各水系の中で全部変更がおくれておりました利根川、荒川水系及び淀川水系につきましても、全部変更に向けて取り組んでいるところでございまして、利根川、荒川につきましても、昨年12月の水資源開発分科会でご了承いただきまして、現在、その決定に向けまして法手続き、すなわち、関係都県知事への意見照会並びに関係行政機関の長への協議というのをやっているところでございまして、それが整えば閣議決定に進みたいと考えているところでございます。

淀川水系につきましても、昨年11月に部会を再開いたしまして、現在、ご議論を進めていただいているところでございまして、こちらにつきましても、淀川の河川整備計画との関係もございまして、私どもといたしましては、できるだけ早く全部変更ができるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

それに加えて、先ほど、冒頭、水資源部長のあいさつにもございましたように、調査企画部会を立ち上げ、ご議論いただくこととしてございまして、明日、第1回を開催する予定でございまして。

以上でございます。

【西川水資源政策課長】 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、ちょっと時間を過ぎてしまいましたが、以上をもちまして本日の審議は終了させていただきます。

本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、当省のホームページに掲載いたします。

なお、議事録につきましては、その前に委員の皆様方に内容確認をお願いする予定でございまして、よろしくお願いいたします。

それでは最後に、私どもの部長の上総からお礼のごあいさつを申し上げます。

【上総水資源部長】 本日は大変熱心にご議論いただきましてありがとうございます。おかげさまで豊川、木曽川のフルプラン一部変更案をおまとめいただけたわけでございます。

プライベートなことで恐縮ですが、私も中部地建時代、この地域で仕事をさせていただきました。木曽川、豊川というのは大変懐かしいものでございます。きょう、ほんとうに現地に即したそれぞれの水系に即した大変するどいご指摘をいろいろいただいたなという

ふうと感じたところでございますし、さらに一般論として、なかなかわからない資料だよと、もっとしっかり説明するような、わかるような資料にしてください、ほんとうに心しなければならぬことだなというふうには思っているところでございます。

先ほどの最後のところで政策課長が申し上げたように、これから所定の手続を速やかにとって、この水資源の開発の促進に努めてまいろうと思っております。

また、きょうのご指摘をしっかり踏まえて資料の修正を加えて編集しました上で今後出したいと思っております。これからもぜひよろしくご指導賜ればと思っております。

本日はまことにどうもありがとうございました。

【西川水資源政策課長】 それでは、以上をもって閉会とさせていただきます。本日は、長時間ありがとうございました。

— 了 —